



兵庫労働局発表  
令和6年8月30日(金)

[ 照会先 ]  
労働基準部賃金室  
室長 安積俊和  
賃金指導官 飯田 馨  
TEL 078-367-9154

報道関係者 各位

## 兵庫県最低賃金 時間額 1,052 円に改正決定

～ 発効日は令和6年10月1日 ～

兵庫県最低賃金(地域別最低賃金)の改正について、兵庫労働局長(赤松<sup>あかまつ</sup> 俊彦<sup>としひこ</sup>)は兵庫地方最低賃金審議会(会長 梅野<sup>うめの</sup> 巨利<sup>なおとし</sup>)に諮問し、令和6年8月5日に同審議会から、兵庫県最低賃金を51円引き上げ、時間額1,052円とする答申がなされました。この答申を受けて兵庫労働局長は、所要の手続を経て、兵庫県最低賃金を時間額1,052円とする改正決定を行い、令和6年8月30日、官報公示を行いました。

なお、改正された兵庫県最低賃金は、この官報公示により令和6年10月1日から発効することとなります。

- 1 兵庫県最低賃金は、県内のすべての事業場で働く労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

2 次の金額は最低賃金に算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外労働・休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 添付書類

- ・兵庫県最低賃金ご存じですか？（チラシ）
- ・令和6年度 業務改善助成金（通常コース）のご案内（リーフレット）

# 兵庫県最低賃金

ご存じですか？

2024年10月1日(火)から

1,052

時間額

円



51円  
UP

前年比

※ 2024年9月30日までは時間額1,001円です。

事業者も労働者も  
お互いに確認しましょう。

兵庫県（地域別）最低賃金は、  
職種・年齢に関わらず、パート、  
アルバイトの方を含むすべての  
労働者に適用されるルールです。



労働基準局広報キャラクタール たしかめたん



©兵庫県 2007

## 賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向け  
た支援策等を掲載  
しています。



<http://www.saiteichingin.info/>

## 中小企業事業者の皆様へ

業務改善  
助成金

最大600万円  
を助成

申請窓口：兵庫労働局雇用環境・均等部 企画課  
業務改善助成金コールセンター  
フリーダイヤル 0120-366-440



最低賃金に関するお問い合わせは兵庫労働局労働基準部賃金室  
(078-367-9154)または最寄りの労働基準監督署へ

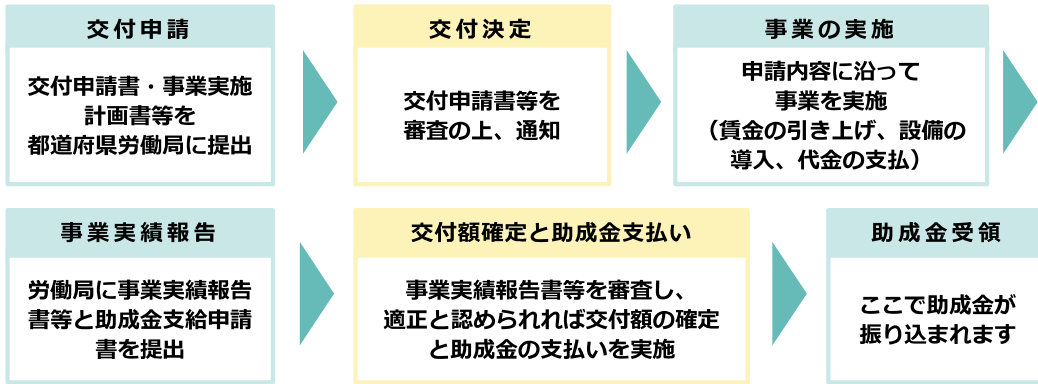
厚生労働省

兵庫労働局



## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

## 令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

## 参考ウェブサイト

### 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

### 最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

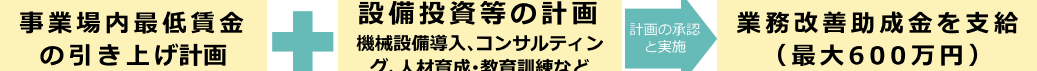
交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

# 令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日  
（事業完了期限：令和7年1月31日）

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円  
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円  
（=600万円×9/10）  
（設備投資費用×助成率）

450万円  
（=助成上限額）  
（90円コースの助成上限額）

➡ 450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

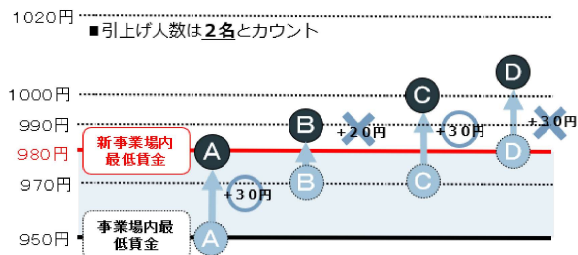
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 「引き上げる労働者数」の教え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



## 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

## <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

# 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコン等は新規導入に限ります)。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者(②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただけます。



【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

【課題と対応】 アルバイトの急な欠勤があったり、通行する距離を一旦に2度(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができない状態でした。

【実施概要】 常時3食以上の配膳や重い料理を運ぶ業務を、従業員の負担を減らすこととなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、**配膳ロボットを導入**した。

【成果】 繁忙期の配膳業務を平準化した(社長)

【導入前】 【導入後】

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に減速

【実施結果】 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客に目が届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

【成果】 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

【助成金活用のきっかけ】 中小企業診断士の提案



### 生産性向上のヒント集 検索

【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

【課題と対応】 車椅子利用者の送迎には2人で行き介助はすべて人で行わなければならない。特に、洗濯機には乾燥機能が無いため十分な乾燥が得られず、洗濯物干し時間がかかり、洗濯機は容量が小さいため毎日取り出しが必要であった。そのため、車椅子や機材の導入による業務効率化を検討した。

【実施概要】 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、重いものの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、**リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷凍庫を導入**した。

【成果】 送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減した(役員)

【導入前】 【導入後】

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

【実施結果】 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷凍庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

【成果】 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員月給総額(事業場内最低賃金)を96円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

【助成金活用のきっかけ】 社会保険労務士の提案

## 賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。